

茨城県産業廃棄物等実態調査業務委託に係る事業者の公募について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下、「政令」という。）第 167 条の 2 第 1 項 2 号に基づき随意契約を行う委託業務について、公募型プロポーザル方式の手続開始を次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 1 9 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 業務の概要

(1) 調達をする役務の名称及び数量

茨城県産業廃棄物等実態調査業務委託 1 件

(2) 調達する役務の内容等

別添「茨城県産業廃棄物等実態調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約の期間

契約締結の日から令和 7 年(2025 年) 3 月 19 日（水）まで

2 担当部局

〒311-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番地 6

茨城県 県民生活環境部 資源循環推進課 企画調整グループ

電話（直通） 029-301-3020

F A X 029-301-3039

3 プロポーザルの参加者に要求される資格要件

プロポーザルに参加しようとする者は以下の全ての要件を満たすこと。

(1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に物品調達等競争入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。申請は随時受け付けているが審査に相応の日数を要するため留意すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県会計事務局 会計管理課 会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

4 プロポーザルの参加申し込みの手続き

- (1) プロポーザルへの参加を申し込む者は、別添「茨城県産業廃棄物等実態調査業務・技術提案実施要領」（以下「実施要領」という。）に掲載されている「プロポーザル参加申込書（様式1）」1部を、令和6年(2024年)5月14日（火）正午までにFAX又は郵送等により2の担当部局あて提出してください。
- (2) プロポーザルへの参加承認の可否については、令和6年(2024年)5月15日（水）までに、プロポーザル参加申込書に記載されたメールアドレスあてに電子メールで通知します。

5 技術提案書等の提出

- (1) プロポーザルへの参加を承認された者は、実施要領の5に基づき、技術提案書等を令和6年(2024年)5月16日（木）から令和6年(2024年)5月24日（金）までに、持参又は郵送等（但し、郵送等による場合には24日までに必着のこと）により2の担当部局あて提出していただきます。
- (2) プロポーザルの実施日は、令和6年(2024年)5月28日（火）を予定していますが、日時・場所の詳細については、4(2)の参加承認に係る電子メールで通知します。

6 委託業者の決定

- (1) 技術提案書等に基づいてプロポーザルを行い、資源循環推進課内に設置する「茨城県産業廃棄物等実態調査業務委託に係るプロポーザル審査会」において提案内容等を審査し、委託業者を決定します。

7 その他

- (1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 提出された各技術提案書等は返却しません。
- (4) その他詳細については、仕様書及び実施要領によるものとします。